

組合相談コーナー 剰余金処分案について

剰余金処分の方法は、利益準備金(定款規定の限度まで)と特別積立金は、当期純利益金額の10分の1以上、教育情報費用繰越金は20分の1以上の積立てが必要です。

[Q] 別途積立金はあるが、特別積立金はないが正しいか?

[A] 多くの組合は定款で特別積立金の積立てを規定しています。したがって、別途積立金があって特別積立金がないという組合は間違えています。

[Q] 教育情報事業を行っていないことを理由に、教育情報費用繰越金を繰り越していないが正しいか?

[A] 中小企業等協同組合法(以下、中協法)第9条の第2項第4号(教育・情報提供事業)を行う組合は、中協法第58条第4項により、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならないと定められています。
→ 繰り越された教育情報費用繰越金を翌期以降に使用しない場合は、純資産の部の教育情報費用繰越金として繰り越す必要があります。

[Q] 剰余金処分案は総会提出議案に入れなくてよいか?

[A] 会社法では総会提出議案にありませんが、中協法第40条第2項により作成し、同条第8項により通常総会の承認を受ける必要があります。

[Q] 特別積立金を取り崩して出資配当を行うことは可能か?

[A] 特別積立金の定款規定には、出資総額に相当する金額を超える部分については、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができるので、出資配当に充てることは可能と解釈されます。剰余金処分案の様式に「組合積立金取崩額」を記載するようになったので、定款規定になくても剰余金処分案の様式どおり記載することにより、配当可能利益が算出できるようになっています。

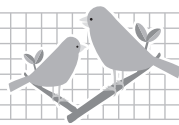
[Q] 剰余金処分案の組合積立金取崩しは何を書くのか?

[A] 中協法施行規則第107条第1項第2号の目的積立金の取崩額(一定の目的のために設定した組合積立金について当該目的に従って取り崩した額を除く。)は損益計算書に記載することになったので、ここに記載するのは特別積立金のうち出資金額を超える部分になります。

[Q] 出資配当の10%は何に対してか?

[A] 出資金額に対してです。

話題の広場



中央会事業より

内部牽制の仕組みをつくろう

～組合決算期管理業務セミナー～

組合の会計監査は、会計の公正妥当性を確保するものであるから、公表された財務諸表の真実性はもちろん、会計手続の適正化も監査の対象になります。このため、会計の帳簿及び書類の記載内容、計算及び各帳簿との関連性が正当であるか、すべての取引が詳しく記載され適正な処理がなされているか検討するものです。

そこで本会では、3月に決算期を迎える組合が多いことから、秋田会場(2月1日)、横手会場(2月5日)、大館会場(2月7日)において「組合決算期管理業務セミナー」を開催し、会員組合の役職員延べ34名が参加しました。

講師を務めた税理士法人RINGSの三浦昌貴税理士からは、会計監査の手順、方法、留意点や

不正が起こりにくい内部牽制の仕組みづくりについて、解説がなされました。

また、大館・横手会場においては、本会職員より年度末における事務手続きの流れのほか、議事録作成の要領や各種提出書類の作成における留意事項について詳しく説明を行いました。

組合会計に関するご相談等がありましたら、本会までお気軽にお問い合わせください。

なお、監査の手法及び主なポイントについては次のとおりです。



【講師の三浦税理士】

【監査の手法とポイント】

■会計監査チェックシートから実態に即したチェックリストを準備する

- (1) 一般監査技術：①証憑突合せ、②伝票突合せ、③帳簿突合せ、④勘定突合せ、⑤計算突合せ、⑥閲覧、⑦通査
- (2) 個別監査技術：①実査、②立会、③確認、④質問、⑤勘定分析、⑥比較、⑦比率吟味

■比較、比率吟味では、次の場合、財務状況が危険な状態である可能性が高い

- ①キャッシュフローが3期連続でマイナスである、②債務超過である
- ③自己資本比率が10%以下である、④流動比率が100%以下である

■安定した財務基盤を築くには安全性を示す指標となる自己資本比率を高めること 遊休資産の処分、立替金・仮払金の精算、売掛金の早期回収、商品在庫の圧縮など。